

茨城県報

昭和三十年六月十五日
第三千七百七十一号

訓令

茨城県訓令甲第十九号

部長及び課長並びに出納長及び副出納長専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和三十年六月十五日

茨城県知事 友 末 洋 治

部長及び課長並びに出納長及び副出納長専決規程の一部を改正する訓令

部長及び課長並びに出納長及び副出納長専決規程（昭和二十六年訓令甲第十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号中「課員」を「所属かい、所長及び課員」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

茨城県訓令甲第二十号

土木事務所等処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和三十年六月十五日

茨城県知事 友 末 洋 治

土木事務所等処務規程の一部を改正する訓令

土木事務所等処務規程（昭和二十七年訓令甲第二十五号）の一部を次のように

改正する。

第三条第八号中「使用料」を「使用料、手数料」に改める。

第五条中第十九号を第二十号とし、以下順次繰り下げ、第十八号の次に次の一号を加える。

十九 所長及び所員の超過勤務命令、日宿直命令及び休日勤務命令に関すること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

茨城県訓令甲第二十一号

土地改良事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和三十年六月十五日

茨城県知事 友 末 洋 治

土地改良事務所処務規程の一部を改正する訓令

土地改良事務所処務規程（昭和二十七年訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

第四条中第六号を削り、第七号を第六号とし、以下順次繰り上げ、第五号を次のように改める。

五 土地改良区及び土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条の規定による数人共同して土地改良事業を行う者（以下「共同施行者」という。）の指導監督に関すること。

第六条第四号及び第五号を次のように改める。

四 土地改良法第十八条第十項の規定による理事の就任及び退任届の受理に関すること。

五 土地改良法第百三十二条の規定による土地改良区又は共同施行者の諸報告の受理に関すること。

第六条第八号中「所員の管内出張命令」を「所長及び所員の旅行命令」に、「及び」を「及び所員の」に改め、同条に次の二号を加える。

- 十一 所長及び所員の超過勤務命令日宿直命令及び休日勤務命令に關すること
 - 十二 所員の扶養親族の認定に關すること。
- 附則中第二項を削る。

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 県営農業水利事業所処務規程（昭和二十九年訓令甲第三十九号）の一部を次のように改める。
- 第五条第五号及び第六号中「所員」を「所長及び所員」に改め、第七号を第八号とし以下順次繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。
- 七 所員の扶養親族の認定に關すること。

告 示

茨城県告示第六百四十二号

県営土浦市ほか十五ヶ町村農業水利事業調査測量のため左記により県職員が土地立入をするから土地改良法第百十八条並びに同法施行規則第九十一条の規定によつて公告する。

昭和三十年六月十五日

茨城県知事 友 末 洋 治

記

- 一 立入の目的 土浦市ほか十五ヶ町村農業水利事業調査測量のため
- 二 立入の場所 土 浦 市

新治郡九重村、栄村、栗原村
筑波郡伊奈村、大穂町、豊里町、谷田部町
稲敷郡阿見町、茎崎町、牛久町

昭和三十年六月十五日から
昭和三十五年六月十四日まで

- 三 立入の期間

茨城県告示第六百四十三号

昭和三十年五月十八日茨城県告示第五百六十八号で告示した県営波崎自動車渡船の運航止期間を左記のように延長する。

昭和三十年六月十五日

茨城県知事 友 末 洋 治

記

運航止を延長する期間 昭和三十年六月十一日から昭和三十年六月二十日まで

茨城県告示第六百四十四号

稲敷郡江戸崎町農業委員会は左のとおり合併して一委員会となることを承認した。

昭和三十年六月十五日

茨城県知事 友 末 洋 治

名 称

区 域

施行期日

江戸崎町農業委員会

従前の江戸崎町江戸崎農業委員会、江戸崎町君賀農業委員会、江戸崎町鳩崎農業委員会、江戸崎町沼里農業委員会及び江戸崎町高田農業委員会の区域

昭和三十年七月一日

茨城県告示第六百四十五号

新治郡八郷町農業委員会は左のとおり合併して一委員会となることを承認した。

昭和三十年六月十五日

茨城県知事 友 末 洋 治

名

称

区

域

施行期日

八郷町農業委員会

従前の八郷町柿岡農業委員会、八郷町小幡農業委員会、八郷町葦徳農業委員会、八郷町志瀬農業委員会、八郷町瓦会農業委員会、八郷町園部農業委員会、八郷町林農業委員会及び八郷町小櫻農業委員会の区域

昭和三十年七月一日

茨城県告示第六百四十六号

昭和三十年度第一回理容師、美容師試験に左記の者が合格した。

昭和三十年六月十五日

茨城県知事 友 末 洋 治

記

昭和三十年度第一回理容師試験合格者

五月二十四日学科施行
六月七日実地施行

受験
番号

住 所 本籍 氏 名 生年月日

一	水戸市竹隅町六元	茨城	加藤 恵美子	昭三、三二
二	東京都墨田区吾嬬東三丁目 石田理容所内	〃	菊地 あさ	〃二、二一五
三	水戸市千波町四〇	〃	蒨 栄子	〃二、六二六
四	勝田市神明町三〇 川崎理容所内	〃	小沢 民江	〃三、二一三
五	水戸市上水戸町三、二五	〃	寺門 美代子	〃三、七二三
六	水戸市川崎町三二	〃	大久保美和子	〃一〇、九一九
七	水戸市曙町四ノ二五	〃	櫻井 久子	〃三、四、三
八	竜ヶ崎市米町三、九一ノ三	福島	江井 義子	〃三、四、八
九	土浦市朝日町三、〇七五	茨城	柴山 和子	〃三、二、八
一〇	土浦市真鍋町七五	〃	柿沼 敏子	〃三、一、三
二	猿島郡岩井町大字大日上三、三五	〃	石塚 由三	〃一〇、五、二四
三	筑、谷田郡町真瀬高須賀三ノ二	茨城	中根 良衛	〃七、七、三
三	行、麻生町大字麻生二、一三ノ一	〃	小沼 よし	〃三、九、五
一四	石岡市大字石岡一、一六	〃	小松崎 清江	〃二、二、五
一五	土浦市朝日町三、〇七五	〃	根本 順子	〃二、五、九
一六	土浦市大和町三、〇五ノ五 石川栄三郎方	〃	鈴木 孝一	〃二、六、七
一七	稲新利根村柴崎六、七六ノ三	〃	中田 すみ子	〃二、一、六
一八	勝田市大字枝川一、五四	〃	二川 勝江	〃二、二、七
一九	竜ヶ崎市下町三、八五六	〃	坂本 なか子	〃二、二、一〇
二〇	東京都墨田区寺島町三ノ八 中野勝雄方	〃	川又 フク枝	〃三、五、二

二	東京都杉並区方南町四三	〃	根本 宏	〃二、七、六
三	東、内原村大字大足 深谷貞喜知方	〃	明石 好汎	〃六、一、一
四	土浦市大和町三、〇四一	福島	阿部 進	〃三、三、三
五	北、取手町大字桑原一、九〇七	茨城	櫻井 英子	〃三、一〇、四
六	稲、櫻川村大字古渡一八ノ五	茨城	鈴木 美津子	昭三、九、九
七	稲、東村押砂八	〃	諸坂 ひさ	〃三、一、九
八	結城市大字結城一、二七ノ一	〃	増淵 忠義	〃三、三、七
九	西、岩瀬町西区三〇	〃	佐藤 キヌ子	〃三、九、九
一〇	東京都足立区北千住三丁目七〇	〃	中崎 栄子	〃三、五、六
一一	那珂湊市釈迦町五、七〇四	〃	横田 勝子	〃三、三、一六
一二	水戸市寿町五、七二三	福島	佐藤 山美子	〃三、三、八
一三	石岡市大字石岡五五	茨城	皆川 まさ江	〃三、一、五
一四	北、取手町大字取手乙一、四八五	〃	沼尻 宏次	〃三、四、一六
一五	新、玉里村田木谷九	〃	遠藤 満津子	〃三、三、四
一六	稲、東村大字伊佐部六五ノ二	〃	鳥羽 美和子	〃三、二、九
一七	水戸市西町六五	〃	富田 栄	〃三、七、三
一八	千葉県柏市豊四季八五	〃	富田 進	〃三、六、五
一九	東京都台東区浅草千束町三ノ四 阿坂一雄方	茨城	堀越 貫一	〃二、九、一
二〇	勝田市東石川一九三	〃	加藤 博修	〃九、一〇、七
二一	東京都杉並区神戸町五 谷松之介方	〃	谷 弘男	〃三、一、六
二二	稲、東村大字上須田一、五三三	〃	大堀 七郎	〃三、八、一
二三	東京都葛飾区亀有町六丁目二五	〃	鶴藤 貞二	〃三、三、七
二四	東京都北区田端町一、五二四	東京都	会沢 智恵子	〃三、六、三

四

茨城県知事 友 末 洋 治

指定年月日	診療科名	診療所所在地、名称	氏名
三〇、六、六	齒科	古河市北新町六〇五七 佐藤齒科医院	佐藤 和夫
同	同	日立市久慈町八七七 石井齒科医院	山本 光雄
同	同	日立市諏訪町三〇番地 齒科 石井医院	石井 謙二郎
同	同	西茨城郡稲田町稲田	飯名 暄郎
同	同	猿島郡岩井町三八元 小林齒科医院	小林 勉
同	同	水戸市銀杏町二〇 猫田齒科医院	立原 健

茨城県告示第六百四十八号

次の医師を保険医として指定したので、健康保険及び船員保険の保険医及び保険薬剤師の指定に関する件（昭和二十三年七月厚生省令第三十二号）第三条の規定により告示する。

昭和三十年六月十五日

茨城県知事 友 末 洋 治

指定年月日	診療科名	診療所所在地、名称	氏名
三〇、五、一	小児科	東茨城郡小川町上合二四 白河診療所	武藤 陽
同	精神神経科	水戸市花小路三〇八二 山竜堂医院	白幡 兼
同	整形外科	下館市甲四 松岡病院	松岡 豊治

茨城県報

第三七七一号

昭和三十年六月十五日

水曜日

（第三種郵便物認可）

茨城県告示第六百四十九号
筑波郡筑波町に事務所をおく北条町土地改良区から左記のとおり役員が就任及び退任した旨届出があつたから土地改良法第十八条第十一項の規定によつて公告する。

昭和三十年六月十五日

茨城県知事 友 末 洋 治

同	内科、外科	筑波郡谷田部町 筑波厚生園	萩原 透
同	内科	同	浅野 暉
同	内科	水海道市坂手町一、五八 水海道市国保直営診療所	黒羽根 素雄
同	小児科	稲敷郡阿見町三、九〇 東京医科大学霞ヶ浦病院	中西 謙三
同	小児科	同	神田 穰
同	外科	同	額賀 弘
同	小児科	西茨城郡岩瀬云五町 岩瀬医院	八木 のぶ子
同	産婦人科 皮膚科 泌尿器科	鹿島郡銚田町字銚田 銚田協同病院	水野 春江
同	小児科	日立市会瀬町一、〇五七 小川医院	小川 英子
同	内科	猿島郡岩井町神田山 海老原医院	海老原 恒雄
同	内科一般	久慈郡大子町字依上 依上診療所	齊藤 久保

一退任

記

筑波郡筑波町大字北条

所

一三五
一八

飯田茂
山口為一郎

摘
理
事
長
要
事

二就任

所

筑波郡筑波町大字北条
筑波郡筑波町大字北条

一三六
九

氏名
間宮恒一
荒井幾喜

摘
理
事
要
事

茨城県告示第六百五十号

土浦市沖宿町に事務所をおく沖宿土地改良区から左記のとおり役員が就任及び退任した旨届出があつたから土地改良法第十八条第十一項の規定によつて公告する。

昭和三十年六月十五日

茨城県知事 友末洋治

一退任

記

土浦市沖宿町

所

七四〇
八一三
四九〇
五〇九
七三四
七三七
五九二
四八一
五九〇の一
四四八
七四四

氏名
柳沢潤
柳沢宗藏
山口国雄
山口藤男
山田幸治
浜田久
浜田幸右衛門
今橋盛之助
大野保
戸井次男
土肥岩之助

摘
理
事
長
要
事

二就任

住

土浦市沖宿町

所

七四〇
八二〇
八一三
四九〇
一、五〇九
五九〇の三

氏名
柳沢潤
柳沢伊一
柳沢宗藏
山口国雄
山口藤男
横田喜之助
浜田幸治
浜田久
浜田幸右衛門
戸井次男
土井重義
土肥岩之助
今瀬盛之助

摘
理
事
長
要
事

八五三
六四三

山口寧男
羽成静馬

〃

茨城県告示第六百五十一号

新治郡栄村に事務所をおく栄村中根土地改良区から左記のとおり役員が就任及び退任した旨届出があつたから土地改良法第十八条第十一項の規定によつて公告する。

昭和三十年六月十五日

茨城県知事 友末洋治

一退任

記

住

新治郡栄村大字土器屋

所

二五一
三一九

氏名
飯島長太郎
来栖要藏

摘
理
事
長
要
事

昭和三十年六月十五日

一
退
任

所 氏 名

筑波郡谷田部町大字鬼ヶ窪一〇八五
根本武雄 監

一四五の一宮本善造

二 就 任

所 氏 名

監 摘
事 要

〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	大字上河原崎	大字鬼ヶ窪
一四五の一	四四八	四五四	一〇八五
宮本善造	齊藤吉三郎	補田震	根本武雄

監摘
事要

茨城県告示第六百五十三号

水戸市北三の丸に事務所をおく辰ノ口土地改良区から左記のとおり役員が就任及び退任した旨届出があつたから土地改良法第十八条第十一項の規定によつて公告する。

昭和三十年六月十五日

友末洋治

一 退 任

記

所
氏
名

摘要

常陸太田市上河合町 一、二六二

那珂郡大宮町大字小倉 一、三九七 沼田 芳之介

久慈郡金砂郷村大字小島一、五九二
鴨志田 慶三郎

常陸太田市谷河原町 五四〇 篠原信行

筑波郡谷田部町に事務所をおく上河原崎土地改良区から左記のとおり役員が就

茨城県報

第三七七一号

昭和三十年六月十五日

月曜日

(第三種郵便物認可)

七

一 退 任		記		二 就 任	
住	所	氏 名	摘 要	住	所
土浦市大町	一、一六八	塚本八十吉	理 事	土浦市	一、一六八
西門町	一三二	岡野清三郎	理 事	〃	一三二
大町	一、一八一	石浜吉松	理 事	〃	一八一
東崎町	七三八	久松丑松	理 事	〃	七三八
田中町	一、四八七	塚本国之助	理 事	〃	一、四八七
田宿町	一、〇七〇	金子常吉	理 事	〃	一、〇七〇
土浦市田中町	一、四七九	塚本文助	理 事	〃	一、四七九
〃	一、四六九	岡野吉一	理 事	〃	一、四六九
〃	二、五〇八	塚本源助	理 事	〃	二、五〇八
東崎町	六九九	木村武治	理 事	〃	六九九
〃	一、四八二	塚本已代松	理 事	〃	一、四八二
〃	一、四九三	塚本富藏	理 事	〃	一、四九三
千束町	一、二八一	小林直吉	理 事	〃	一、二八一
大町	一、一四二	齊藤重次郎	理 事	〃	一、一四二
田宿町	一、〇四六	四ッ谷米三郎	理 事	〃	一、〇四六
田町	六〇九	酒寄常一郎	理 事	〃	六〇九
下高津町	一、二六二	栗原弘	理 事	〃	一、二六二
東崎町	七四二	横田彦助	理 事	〃	七四二
殿里町	四七七	菊地雅三	理 事	〃	四七七
常名町	一七二	大和田三一	理 事	〃	一七二
小櫻町	三、〇六五	糸賀竹次	理 事	〃	三、〇六五
田中町	一、四四九	林賀美代治	理 事	〃	一、四四九

茨城県告示第六百五十八号

竜ヶ崎市に事務所をおく牛久沼土地改良区から左記のとおり役員を退任した旨届出があつたから土地改良法第十八条第十一項の規定によつて公告する。

昭和三十年六月十五日

茨城県知事 友末洋治

龍ヶ崎市七、四〇四	住	所	記
飯島昇	氏	名	
豊崎省吾			
死亡により退任	摘	要	

茨城県告示第六百五十九号

猿島郡境町に事務所をおく長井戸沼土地改良区から、理事長高橋欣一郎が退任し、常務理事篠塚茂兵衛が、その職務を執行する旨届出があつたから土地改良法第十八条第十一項の規定によつて公告する。

昭和三十年六月十五日

茨城県知事 友 末 洋 治

各種委員会規則

茨城県公安委員会規則第三十一号

派出所駐在所等の設置並びにその名称、位置及び所轄区域に関する規則（昭和二十九年茨城県公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

昭和三十年六月十五日

茨城県公安委員会

委員長 菊 池 信 章

別表第二 (五) 巡査駐在所名称、位置及び受持区域中

茨城県下妻警察署 駐在所 八千代村中結城巡査	八千代 大字 佐代 野村	八千代村の内 礼新田、大山、佐野、 兵庫新田、菅ノ谷、 瀬戸井、粕
茨城県下妻警察署 駐在所 八千代村中結城巡査	八千代 大字 佐代 野村	八千代村の内 礼新田、大山、佐野、 兵庫新田、菅ノ谷、 瀬戸井、粕
茨城県境警察署 駐在所 三和村大字尾崎	三和村 大字 尾崎	三和村の内 恩名、江口、 尾崎、成田、間中橋、
茨城県境警察署 駐在所 三和村大字尾崎	三和村 大字 尾崎	三和村の内 恩名、江口、 尾崎、間中橋、

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十年六月五日から適用する。

公 告

◎土地立入測量

昭和三十年六月二十日から昭和三十年十二月三十一日まで左記土地へ立入り測量調査をする旨東京営林局長から通知があつた。
右土地測量法第十四条第三項により公告する。

昭和三十年六月十五日

茨城県知事 友 末 洋 治

記

那珂郡 嶺郷村
久慈郡 大子町、高倉村
多賀郡 高萩市、十王村

◀法六の民県～覧総の政県▶

報 県 城 茨

茨城県の行政機構、財政、農林、水産、商工、土木、衛生、労働、公安、教育、文化、民生等あらゆる行政にわたる県民の権利、自由もしくは利害に、直接間接関係のある条例、規則、告示、公告等はいずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動、日常生活のため必要であり、ぜひ知ってもらわねばならないので県では実費でこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は、総務部文書課までお申し込み下さい。購読料は、送料とも一ヶ月百円であります。